

こども基本条例・こども計画が 4月からスタートします

☎こども政策課 ☎027-212-0883

こどもたちが健やかに育ち夢や希望を持って未来へ歩める市にするため、検討を重ねてきた、こども基本条例とこども計画。昨年12月に条例を制定し、3月に計画を策定。これらに基づき取り組みを進めます。



こども基本条例

こどもの権利が守られ、こどもが安心して健やかに、自分らしく成長できる社会の実現を目的とした条例です。こどもの権利や大人の役割など、こどもの権利保障に関する基本的な考え方を定めています。



こどもの権利の日

条例では、11月20日を「前橋市こどもの権利の日」に制定。この日に合わせてシンポジウムの開催など、こどもの権利や条例の周知に取り組みます。

こども計画～こどもも幸せに暮らせる前橋市スマイル計画～

こども・若者・子育ての当事者を主な対象に、年齢やライフステージに応じた切れ目のない支援をするための計画です。全てのこどもや若者が笑顔で健やかに成長できるように、こども施策を総合的に推進します。



こども向けの
やさしい版も
あります

基本理念（計画が目指す本市の未来の姿）
全てのこどもが夢や希望を持ち、
笑顔で自分らしく育つことができる、
みんなが幸せなまちをつくる

基本目標

1 こどもの権利

こどもが権利の主体であることを共有し、その声を聴き、ともに社会をつくる前橋市の実現

2 支援の充実

こどもから若者、子育て当事者へ切れ目のない支援や環境を整え、こどもが健やかに育つ、育てることができる前橋市の実現

3 社会全体の取り組み

こどもが安全に、安心して、自ら学び、成長できるまちをみんなで作くり、全ての市民、事業者など市全体でこどもの成長を支え、未来につなぐ前橋市の実現

こどもたちが考えたサブタイトル

こども計画のサブタイトル「こどもも幸せに暮らせる前橋市スマイル計画」は、昨年8月に開催したワークショップで小中学生たちが考えた案の一つ。3案の中から市民の投票により決定しました。「こどもだけでなく、全ての市民が幸せに、笑顔になれる前橋市になってほしい」というこどもたちの思いが込められています。

今後の取り組み

条例や計画に基づき、こどもの意見を聴く取り組みを広げます。今年度からは、市の取り組みなどに対して、「自分の意見を言ってみよう」、「みんなで考えてみよう」というこどもたちを募集し、ワークショップなどに積極的に参加してもらうための取り組みを始めます。詳細が決まり次第、本市ホームページで案内します。



より良い行政サービスへ 市役所の組織を変更します

☎職員課 ☎027-898-6507

4月から下表のとおり市役所の組織を変更しました。

●主な変更のポイント

- ①地域経済の活性化と観光政策の一体的な推進を図るため、文化スポーツ観光部観光政策課を産業経済部に移管
- ②都市計画と連動した交通政策を推進するため、未来創造部交通政策課を都市計画部に移管



変更する主な部署		執務場所	電話番号	担当事務
文化スポーツ部 改称	文化国際課	国際交流・多文化共生係 改称	本庁舎3階	027-898-6522 国際交流・多文化共生など
産業経済部	企業立地推進課 新設	企業立地推進係	本庁舎6階	027-898-6984 産業団地開発・企業誘致など
	観光政策課 移管	観光施設係	本庁舎3階	027-257-0675 道の駅・市有温泉施設など
		観光振興係		027-257-0674 観光振興・観光情報発信・物産振興など
都市計画部	都市計画課	都市政策係 改称	本庁舎9階	027-898-6943 土地利用・都市計画審議会など
	交通政策課 移管	総合交通係		027-898-6302 地域交通（バス・鉄道・タクシー）政策・MaaS・自転車施策など
		新モビリティ推進係		027-898-6238

窓口・電話の受付時間変更 試行から本格実施へ 9時～17時

☎職員課 ☎027-898-6507

昨年6月から5月末まで、市役所と出先機関の窓口・電話の受付時間を、試行的に9時から17時までに変更しています。これまでの利用状況や業務への影響を検証したところ、円滑に運用され、職員の適切な労務管理の実現や、対面の手続きによらないサービスの推進、中長期的な市民サービスの利便性・品質の向上に効果が見られました。これを踏まえ、試行期間終了後、6月1日(月)から同取り組みを本格実施します。今後も、市民が安心して利用できる行政サービスの提供に努めます。



●電子申請可能な手続きが拡大中

本市公式LINEからの利用が便利です。

上川淵市民サービスセンター 仮設事務所へ移転します

☎市民協働課 ☎027-898-6236

大規模改修工事のため上川淵市民サービスセンター（公民館）の窓口を4月30日(木)で休止。証明発行などの業務は仮設事務所へ移転し継続します。

仮設事務所＝旧第二福祉作業所（上佐鳥町539-2）※前橋サン・アビリティーズ隣

仮設事務所での業務開始日＝5月11日(月)

Column

小川あきらの
市長コラム

赤城山から吹く風や、広瀬川の流れ、まちに広がる桜の風景に、改めて前橋の魅力を感じる季節となりました。入学や就職など、新しい一歩を踏み出す人も多いのではないのでしょうか。

さまざまな現場で市民の皆さまとお会いする中で感じるのは、まちの力は人の笑顔から生まれるということです。こどもたちが元気に学び、若い世代が挑戦し活躍できる環境を作ること、そして高齢者の皆さまが地域で安心して暮らせること、そうした積み重ねが、まち全体の笑顔につながります。

引き続き、本市では市民の暮らしを最優先に、対話を大切にした市政を進めてまいります。今年度もタウンミーティングやワークショップをたくさん開催する予定です。私たちが住むこのまちのこと、地域の課題や前橋の未来について、一緒に考えていきましょう！